

＜えひめ地域コンソーシアム規約＞

えひめ地域コンソーシアム事務局

(公益財団法人えひめ産業振興財団)

(名称)

第1条 本会は「えひめ地域コンソーシアム」という。

(目的)

第2条 本会は、地域の食と農に関する多様な関係者の積極的な参画及び連携を推進することにより、愛媛県の農林水産物を活用したビジネスを継続的に創出する取組（6次産業化発フードビジネス創出事業）を支援し、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につなげることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、地域の食と農に関する多様な関係者の中から参画した地域コンソーシアム会員（以下「会員」という。）が、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員間の情報共有及び連携強化に関する活動
- (2) 地域食品ビジネスの創出に関する活動
- (3) 地域コンソーシアムの取組の情報発信、県内への波及に関する活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、食品製造事業者、流通販売事業者その他の事業者、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、消費者等で、この取組の趣旨に賛同する企業、団体、個人で構成する。

(入会)

第5条 本会への加入を希望する者は、入会申込書を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

2 申込内容に変更があった場合には速やかに事務局へ変更届を提出しなければならない。

(退会)

第6条 会員が退会するときは、退会届を提出しなければならない。

2 会員が解散又は営業を停止したときは退会扱いとする。

(除名)

第7条 会員が次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 目的に反する行為をするなど本会の信用を害したとき
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (3) 入会申込書の内容に虚偽があったと判断されたとき
- (4) 連絡が付かなくなってから、1年以上経過したとき
- (5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第8条 会費は徴収しない。なお本会が実施する個別の活動に必要な経費（交通費等）は、その活動に参加する会員が応分の負担を個々に行うものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営は、公益財団法人えひめ産業振興財団が行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この規約は、令和7年4月23日から施行し、6次産業化発フードビジネス創出事業に適用する。